

5陳情第14号 指定管理者がする処分に際して、「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」をする義務があることを明らかにするに必要な措置を執ることを求める件

総務産業建設委員会で審査

【陳情者】 立憲共和党代表 角田 統領

【陳情の趣旨】 指定管理者がする処分に際して、「取消訴訟等の提起に関する事項の教示」をする義務があることを明らかにするに必要な措置を執ることを求める。(原文掲載)

―― 担当部署への主な質疑 ――

Q 町の指定管理者の申請書や許可書などに教示の記載はあるか。

A 施設の使用申請を受け付けている7施設のうち、2施設は申請書に教示を記載している。また、他の5施設についても今後、教示を記載する方向で考えている。

Q 現状、申請書に教示していない5施設においてはどのように教示するのか。

A 不許可の際には口頭で説明する。それでも納得のいかない場合には行政事件訴訟、または行政不服審査会に対する審査請求という手段があることを教示する。

Q 教示がないことでこれまで問題が発生したことはあるか。

A 特にない。

議員間討議での主な意見

申請書に教示の記載がないものもあるが口頭で教示しており、不許可の際には訴訟関係の説明をすることなので、利用者の不利益とはならない。

教示のないことが^{だらけ}であるとは断定できない。

行政事件訴訟法第46条には、処分または裁判を口頭でする場合には書面で教示しなくともよいとの表記がある。町では間違った対応をしていない。

委員会での審査結果は**不採択**となり、その後、本会議で**不採択**が議決されました。

5陳情第11号 瑞穂町の保育運営に係る地域区分の適正化に関する陳情書

厚生文教委員会で審査

【陳情者】 瑞穂町公私立保育園 園長会代表 瑞穂町立むさしの保育園 園長 小林 伸成

【陳情の趣旨】 西多摩地区内の保育運営に係る地域区分の地域間格差を是正して、瑞穂町における保育の質の向上や保育士の確保が十分に保証されますよう、隣接する地域との格差を是正した適正な地域区分に引き上げるため、国の関係省庁への働きかけを陳情いたします。(原文掲載)



南平保育園

議員提出議案第1号 保育運営に係る地域区分の適正化を求める意見書(要約)

西多摩地域の市町村は、民間賃金、物価、生活全般は同一水準であり、公定価格の多寡は、特に保育士の雇用、保育園の運営に大きく影響を及ぼしている。

子どもたちが健やかに成長できる地域社会を築くためには、幼児期に質の高い保育が提供されることは不可欠である。

そのためにも、保育園における保育の質の向上、保育士の雇用確保など、安定した保育運営が東京都内、特に多摩地域のどの地域であっても同等にできるように、「地域区分」について、実情に合ったものに早急に見直しされるよう、国に対し強く要請する。

令和5年6月26日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、こども家庭庁長官 宛

―― 担当部署への主な質疑 ――

Q 近隣の状況は。

A 地域区分は瑞穂町と武蔵村山市は3%だが、福生市と青梅市が15%、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村が10%、奥多摩町が6%となっている。

Q 国の地域区分に関する自治体調査で、瑞穂町は地域区分を改正すべきと答えているが、どの程度が妥当と考えているか。

A 介護施設の町の地域区分が6%であることから、同程度が妥当と考えている。

Q なぜ見直しが必要と考えるか。

A 保育の質の向上や、人材確保に大きな影響が出ると考えている。

Q 公費負担割合は。

A 国が1/2、都が1/4、町が1/4となっている。

委員会での審査結果は**採択**となり、その後、本会議で**採択**が議決され、国に意見書を提出することになりました。

議員間討議での主な意見

地域区分の区分率の根拠が不明確であり、とても納得できない。

国の調査によると、地域区分の見直しを求めている区市町村は約4%の自治体であり、大都市圏に多い。

道一つ挟んで保育園の経営や保育士の給与にも影響を及ぼすことになるのは理不尽だ。

町の見解では6%が妥当とのことだが、それでも少ないと思う。

少子化対策、人口減少などを考慮すると早急に改善を求めるべき内容だと思う。

国に改善を求めるのは当然だが、都に対しても差額分についてそれを補完する制度を別途求めるべきだと思う。

※全ての陳情の詳細は
HPでご覧になれます。

